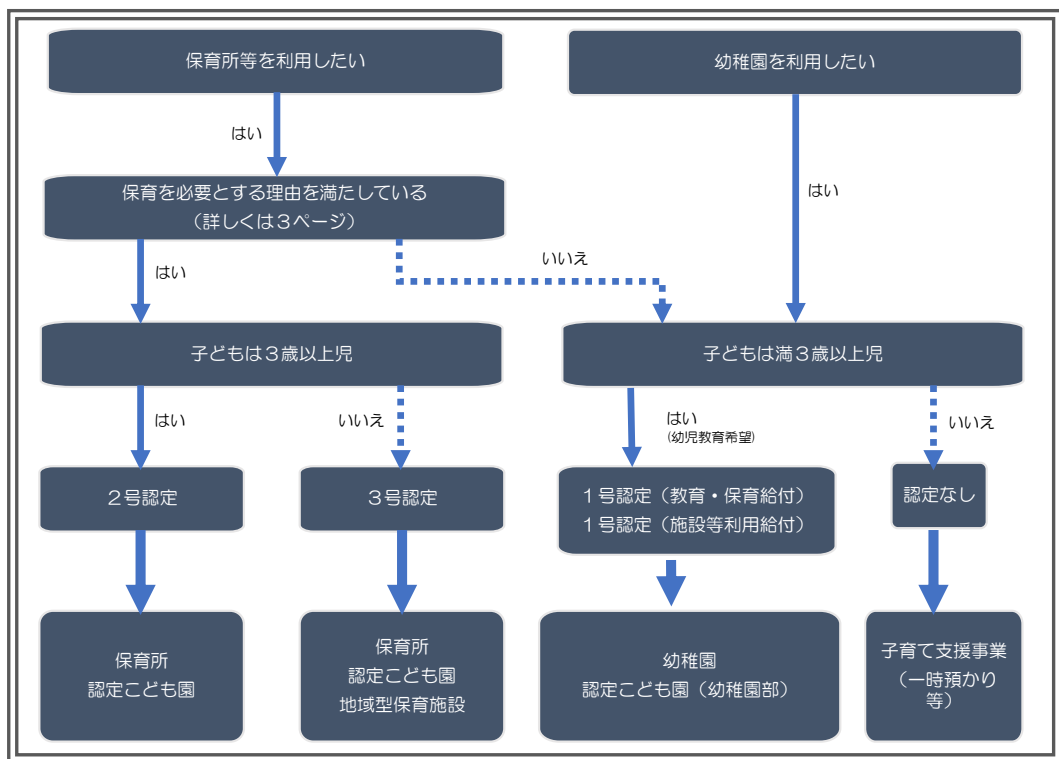


令和9年度 岩出市保育所等利用申込み案内

	ページ
利用できる保育所等について・市内保育所等の所在地	・・・2
保育を必要とする事由・保育時間について	・・・3
申込方法について	・・・4
利用の流れ（申込みから決定まで）	・・・6
保育料(利用料)等について	・・・7
市内各保育施設全体マップ	・・・8

★ 利用できる保育施設は？ 下の図を参考にしてください ★



令和9年度の対象児童は次のとおりです。

保育年次	クラス	生年月日
年長(1年)	5歳児	R3.4.2 ~ R4.4.1
年中(2年)	4歳児	R4.4.2 ~ R5.4.1
年少(3年)	3歳児	R5.4.2 ~ R6.4.1
4年	2歳児	R6.4.2 ~ R7.4.1
5年	1歳児	R7.4.2 ~ R8.4.1
6年	0歳児	R8.4.2 ~ ただし、おおむね生後6週以上 もしくは6か月以上(園により異なります)

★問い合わせ★

岩出市総合保健福祉センター
子ども家庭課

☎ 0736-67-6324



利用できる保育所等について

岩出市で利用申込みができる保育施設は、認可保育所・認定こども園・地域型保育施設の3種類です。

■認可保育所

実施年齢	内容
0歳児から5歳児	保護者のいずれもが就労や病気などにより児童の保育を必要とする場合に、保護者によって保育をする児童福祉施設です。 小学校入学準備のためや集団に慣れさせるためなどの理由では利用の対象にはなりません。

■認定こども園

実施年齢	内容
0歳児から5歳児	幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設で、幼児教育・保育を行います。 岩出市で申込みできるのは保育部分（0歳児～5歳児）のみです。保育部分は保育を必要とする理由が必要です。 幼稚園部分（満3歳以上）を希望する場合は、直接認定こども園へお申し込みください。

■地域型保育施設

事業名	実施年齢	内容
事業所内保育事業（地域枠）	0歳児から2歳児	企業等の保育施設などで、従業員の子どもと地域において保育を必要とする子どもと一緒に保育する施設です。保育を必要とする理由が必要です。
小規模保育事業	0歳児から2歳児	定員が6人以上19人以下の小規模な施設で、きめ細やかな保育を行います。保育を必要とする理由が必要です。

市内保育所等の所在地

最後のページに各保育所等の位置図を掲載しています。

		施設名	電話番号	所在地	認可定員	受入年齢
公立	保育所	岩出保育所	62-2402	岩出市清水196-1	120	1歳児以上
		山崎保育所	62-2844	岩出市湯窪59	280	
		根来保育所	62-2701	岩出市根来1281	210	
		上岩出保育所	62-2814	岩出市南大池72	195	
私立		しらゆり保育園	62-8678	岩出市今中98	154	0歳児以上 (生後6か月以上)
		さくら保育園	62-6200	岩出市新田広芝182	185	
	認定こども園	山崎北こども園	62-0732	岩出市金池354	243	0歳児以上 (生後6週以上)
		おひさま子ども園	63-0269	岩出市岡田550	159	
	地域型	つくしの里こども園	69-1003	岩出市中迫667-1	30	0歳児(生後6か月以上)から2歳児まで
		さくらんぼ学級	62-5361	岩出市波分32	12	1歳児(満2歳以上)から2歳児まで

★ 認定こども園の幼稚園部分（1号認定）を希望する方は、施設へ直接お申し込みください。

見学について

- ◆ 保育所等では随時見学を行っております。まずは施設へお電話していただき、見学の予約をしてください。
- ◆ 申込みを希望する方は、事前に見学などをしたうえで申込みをお願いします。
(利用が決定した場合でも、園のルールに了承できない方は入園できないことがあります。)
- ◆ 私立の認定こども園、地域型保育施設は園との契約となるため必ず事前に見学、面談等をし、園のルール、保育方針などをご確認ください。

保育を必要とする事由について

保護者のいずれもが次のような状況で、児童の保育ができない場合です。
したがって、小学校入学準備のためや集団生活に慣れさせるため等の理由では利用の対象とはなりません。
また、条件に満たない場合は、一時預かり事業の対象となり、保育所等の申込みはできません。

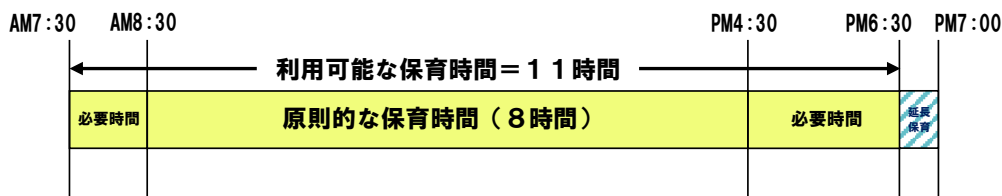
✓ 就労している（内定も含む）、育児休業から復帰する
・ 週4日以上（原則）で月平均64時間以上
・ 育児休業から復帰する場合は、復帰月の1か月前から入所可能です。
・ 育休を短縮して復職する場合は、入所開始日の翌月末までに復職が可能な場合に限りします。
✓ 妊娠中である、出産後間がない
・ 利用できる期間は、出産月をはさんで前後2か月以内です。
✓ 疾病や負傷があったり、精神または身体に障害を有している
✓ 長期（おおむね1か月以上）にわたり疾病の状態または精神もしくは身体に障害を有する 常時介護（看護）している
・ 週4日以上で月平均64時間以上
✓ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている
✓ 就学している（職業訓練校等における職業訓練を含む）
・ 週4日以上で月平均64時間以上
✓ 求職活動を継続的に行っている
・ 利用できる期間は3か月間までです。
✓ その他、上記に類すると岩出市が認める場合

保育時間について

保育所等では、利用できる時間が2種類あり、保護者の保育を必要とする状況に応じて異なります。
保育施設での児童の保育時間は、保護者の就労時間等から実態に応じて施設が決定します。

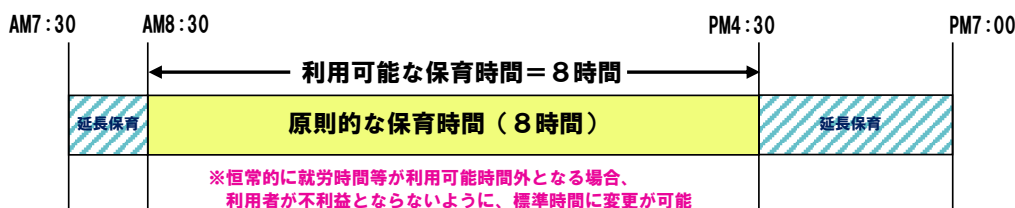
保育標準時間

1か月当たり120時間以上の就労、看護・介護、就学
妊娠・出産、障害・疾病、虐待・DV、災害復旧



保育短時間

1か月当たり64時間以上120時間未満の就労、看護・介護、就学
求職活動、育児休業に伴う継続利用

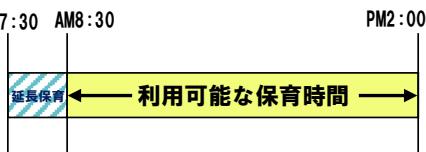


土曜日

保育標準時間



保育短時間



- ◆ 延長保育については、保護者の就労等により通常保育時間に送迎できない場合に限りします。
(私的な用事や買い物などの時間は含みません。)
- ◆ 延長保育は利用する時間帯によって利用料が発生します。詳しくは各保育施設へお問い合わせください。
- ◆ つくしの里こども園のみ土曜日・日曜日は午前7時30分～午後6時30分まで開園しています。
- ◆ さくらんぼ学級は保育時間が上記と異なります。詳しくは施設へ直接お問い合わせください。

申込方法について

受付日程 ★一次募集

- 期間 令和8年10月1日（木）から10月16日（金）まで ※土日・祝除く
- 時間 午前8時45分から午後5時30分まで
- 場所 岩出市総合保健福祉センター 子ども家庭課

※ おひさま子ども園、山崎北こども園は保育希望の方のみの受付です。
幼稚園部希望の方は施設へ直接申し込みください。

受付日程 ★二次募集

- 期間 令和8年11月4日（水）から令和9年1月8日（金）まで
※土日・祝・年末年始（12月29日～1月3日）を除く
- 時間 午前8時45分から午後5時30分まで
- 場所 岩出市総合保健福祉センター 子ども家庭課

※ おひさま子ども園、山崎北こども園は保育希望の方のみの受付です。
幼稚園部希望の方は施設へ直接申し込みください。

※二次募集以後に申込まれた方は、令和9年5月以降の利用希望者となります。

申込みに必要な書類について

次の①から④の書類を原則とし、すべてそろえて提出してください。

家庭の状況に応じて必要な書類が異なりますので追加で提出をお願いする場合があります。
各書類の詳細は次のページでご確認ください。

① 特定教育・保育施設等利用申込書

児童1人につき、1部必要です。

記入例や記入上の注意をよく読んでご記入ください。

② 保育を必要とする状況がわかる書類（父、母それぞれ必要です）

3ページの保育を必要とする事由に当てはまる書類を**保護者それぞれ**用意してください。

兄弟姉妹で同時に申込む場合は、ひとり分を原本、ほかの方はコピーの提出でもかまいません。

③ マイナンバー記入用紙

申請者（保護者）欄は、申込書の保護者と同じ人にしてください。

提出の時に個人番号と本人確認のために必要なものがありますので、記入用紙をよく読んで用意してくださ

④ 保育料及び副食費の減免を決定するための書類（該当する児童のみ）

(1) 保育料等減免申請書

生活保護世帯・ひとり親世帯・在宅障害児(者)のいる世帯・多子世帯に該当する方

※提出のない方は、該当していても減額(免除)を受けることができません。

※添付書類は、市で確認できる場合は添付は不要です。

☆ 受付時には、**口座振替依頼書の提出は必要ありません**。利用決定後に手続きが必要です。

【必要書類の詳細】

保育を必要とする状況がわかる書類

申込書一式に同封している書類を使用してください。（市ウェブサイトからダウンロードもできます。）

保育を必要とする理由	必要な書類
就労している（内定も含む） 育児休業から復帰する	●就労証明（申告）書兼育児休業取得証明書（所定用紙に勤務先で証明を受けてください。） ・自営業（農業）等の場合はご自身で記入してください。※自営業を証明する書類（登記の写し、チラシ等）の添付が必要で ・内職の方は給与明細書や業務契約等のコピーが必要です。 ※育児休業から復帰する方は必ず取得期間、短縮復帰可能かの有無を記入してください。
妊娠中または出産後間がない	●母子健康手帳のコピー（表紙、出産予定日が確認できるページ） ※出産を理由に入所した場合、出産月の後2ヵ月（出生日から起算して8週間後の翌日が属する月末まで）で保育期間が満了（＝退所）となります。その後も引き続き家庭で保育ができない場合は、「保育を必要とする事由」を証明する書類を提出してください。
疾病や負傷がある	●診断書（所定用紙または、同内容記載していれば、医療機関発行のものでも可能）
精神または身体に障害を有している	●障害者手帳等のコピー
長期入院等している親族の介護や看護をしている	●介護（看護）を受ける者の診断書や障害者手帳等 ●介護（看護）状況申告書
就学している（職業訓練含む）	●学生証等のコピー（学生である期間がわかるもの） ●カリキュラム表等の保育できない時間、日数がわかるもの （コピーしたものに必ず通学時間（片道）を記入してください。）
求職中	●保育所等利用申込みに関する誓約書
その他	●申立書 就労等の時間が延長保育時間に当たる等、保育時間の変更を希望する場合はこちらに申立ててください。 ※必ず希望に添えられるとは限りませんので、ご了承ください。

保育料を決定するための書類

(1) 保育料等減免申請書 申込書に同封しています。（市ウェブサイトからダウンロードもできます。）

- ・次の家庭状況に該当する児童については、保育料・副食費の減額（免除）を受けることができる場合があります。
- ・減額（免除）を受けるには、減免申請書等の提出が必要です。申請がないと、対象になっていても減額（免除）を受けることができませんので、ご注意ください。

※ 減免（免除）は対象者すべての人が必ず適用になるとは限りません。

- 生活保護世帯
生活保護を受給している場合
- ひとり親世帯
ひとり親家庭の場合
- 在宅障害児（者）のいる世帯
児童または同居している人が障害に関する手帳等を持っている場合
- 多子世帯
 - ・就学前の兄または姉が幼稚園や児童発達支援等の施設に在籍している場合
 - ・保護者と同一生計者が在園児童より上に2人以上いる場合（申込児童が2歳児以下のみ）

利用の流れ(申込みから決定まで)

★一次募集

10月 利用申込み

4ページと5ページをよく読んで、必要書類をそろえて
受付期間に子ども家庭課へお越しください。

受付時に不備があった場合は、原則受付をいたしません。

書類に不備なく受付できた方が、一次募集申込者となります。

期限を過ぎて提出した場合は二次募集申込者となります。

★二次募集

11月 利用申込み

4ページと5ページをよく読んで、必要書類をそろえて受付期間に申し込ください。

受付時に不備があった場合は、原則受付をいたしません。

書類に不備なく受付できた方が、二次募集申込者となります。

期限を過ぎて提出した場合は、原則5月以降の随時申込者となります。

11月 保育の必要性の認定・利用調整

書類審査などによって確認した内容に基づき、保育を必要とする状況を点数化し、点数の高い方から第1希望の施設への利用が内定します。
(定員内でおさまれば全ての方が内定となります。)

第1希望の施設が利用できなかった方については、希望の順に点数の高い方から利用調整します。

12月下旬頃 利用決定(内定)

内
定
の
方

第1希望～第5希望の中で内定した場合は、内定通知書を郵送します。

内定を取下げたい・再度調整を希望する場合は、同封の内定取下届を期限までに提出してください。(再調整を希望した場合、二次募集の利用調整で再度調整を行います。)

公立の内定者には、健康診断通知書を併せて郵送します。

保
留
の
方

第5希望まで内定しなかった場合は、保留通知書を郵送します。

申込みを取下げたい・再度調整を希望する場合は、同封の取消・変更届を期限までに提出してください。

2月

再調整

二次募集申込者も含めて利用調整を行います。

内
定
の
場
合

書類審査などによって確認した内容に基づき、保育を必要とする状況を点数化し、点数の高い方から第1希望の施設への利用が内定します。

第1希望の施設が利用できなかった方については、希望の順に点数の高い方から利用調整します。

保
留
の
方

この再調整後保留となった方は5月からの随時募集調整の対象となります。(手続き等は必要ありません。)

2月 保育の必要性の認定・利用調整

内
定
の
場
合

書類審査などによって確認した内容に基づき、保育を必要とする状況を点数化し、点数の高い方から第1希望の施設への利用が内定します。

第1希望の施設が利用できなかった方については、希望の順に点数の高い方から利用調整します。

保
留
の
方

第5希望まで内定しなかった場合は、保留通知書を郵送します。

この調整後保留となった方は5月からの随時募集調整の対象となります。(手続き等は必要ありません。)

3月

保育料等決定・利用決定

○ 保育料等を決定し、通知します。

○ 口座振替依頼書により金融機関で登録手続きを行ってください。

*内定の方には内定通知と一緒に送付していますので、お早めに口座登録をお願いします。

4月

利用開始

保育料(利用料)等について

- ◆ 幼児教育・保育無償化により3歳児～5歳児の保育料は無償となります。（給食費等の実費分は無償化対象外）
- ◆ 保育料は、児童と生計を一緒にしている者(父母や祖父母等)の市町村民税額を基に算定します。
(ただし、父母の収入により生計が成り立つと判断できる場合は、父母以外は合算しません。)
- ◆ 4月分から8月分までは前年度、9月分から3月分までは当該年度の市町村民税額で算定しますので税額に大きな差がある場合は、年度途中で保育料が変更になる場合があります。

(例:令和9年度)

令和9年4月	8月	9月	令和10年3月
令和8年度市民税(令和7年中所得)により決定		令和9年度市民税(令和8年中所得)により決定	

保育料に含まれるもの

- ・ 3歳未満児 ・ 主食費(米) ・ 副食給食費 ・ 保育材料費 ・ 炊具食器費 ・ 光熱水費等

- ◆ 公立・私立による保育料の差はありません。どの施設を利用しても同じ保育料となります。
ただし、制服代や日々保育の中で使用する用品等については園により異なります。
金額については、各施設へ直接お問い合わせください。
公立保育所を利用する3歳以上児については、給食費(主食・副食)として月額5,000円を徴収します。
- ◆ 私立の給食費については、園により異なりますので直接お問い合わせください。

納付方法について

- ◆ 保育料等の納付は、口座振替で納めていただきます。利用が決定したら下記の口座振替取扱金融機関で、口座振替依頼書により登録手続きを行ってください。
口座振替納期限は、月末となります。(12月は25日)
なお、兄弟姉妹で登録済みの場合は、手続きの必要はありません。
- ◆ 認定こども園・地域型保育施設を利用する場合は、**施設へ直接お支払い**いただきます。
納付方法については、園へ直接お問い合わせください。
- ◆ 納期限までにお支払いいただけない場合は延滞金が発生する場合があります。

(口座振替取扱金融機関)

- ・ 紀陽銀行 ・ 南都銀行 ・ きのくに信用金庫 ・ ゆうちょ銀行
- ・ 和歌山県農業協同組合 ・ 近畿労働金庫

※ 登録用紙は、子ども家庭課ではなく**金融機関窓口へご提出**ください。

ゆうちょ銀行のみ登録用紙が別のため、**郵便局の窓口にて手続き**をお願いします。

(振込先等不明な点は、子ども家庭課へお問い合わせください。)

(口座振替日)

納期限は、毎月末日(末日が休日の場合は、金融機関の翌営業日)

ただし、12月は25日となります。

※ 口座振替ができなかった場合は、各保育所等から納付書をお渡しますので、期限内に納付してください。(認定こども園・地域型保育施設を除く)

**市内各保育施設
全体マップ。**

幼稚園については、直接園へ問い合わせください。

